

Ⅲ 平成20年度要求のポイント

1. 地域の活性化に向けた取組の推進

「地域の活力なくして国の活力なし」という認識のもと、地域の活性化に向けた取組を推進することが必要である。このため、地域の多様な主体による持続的なまちづくりや、地域の特色あるまちなみ・建築物を活かしたまちづくり等地域の実情に応じた多様なまちづくり等への支援の充実、強化を図る。

新規要求事項等

(1) 地域の実情に応じた多様なまちづくりへの支援

○ 都市再開発支援事業・市街地総合再生事業の拡充 (P. 8, P. 9)

市街地再開発事業等で整備される地域について、多様な主体による継続的かつ適切な管理運営を行うための計画づくり、体制づくりを支援するため、都市再開発支援事業・市街地総合再生事業を以下のとおり拡充する。

- ・ 市街地再開発事業等で整備される公共施設や施設建築物等の適切な管理運営を目的とした、当該事業の関係主体等による地域の管理運営に係る計画の策定及び関連するまちづくり活動等に対する費用を補助対象に追加する。
- ・ 都市再開発支援事業について、事業主体に土地区画整理事業等の関係主体を追加する。

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P. 10)

- ・ 地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、地域の特色ある建築物の改修・復元による公益施設の整備や低層建築物を含めた地域の実情に応じた整備等に係る補助要件を緩和するとともに、石畳や植栽等の整備費を補助対象に追加する。
- ・ 中心市街地活性化にあわせて防災安全性の確保・都市機能の更新を図るため、暮らし・にぎわい再生事業に市街地再開発事業等の事業手法を活用するタイプを位置づけ、供給処理施設、空地整備費等を補助対象に追加する。

(2) 資金調達の円滑化による市街地再開発事業等の推進

○ 市街地再開発事業等資金融資制度の拡充 (P. 14)

- ・ 市街地再開発事業の資金需要に安定的に応えることを可能とするため、地方公共団体の無利子貸付を前提とせず、市街地再開発組合等に対して国が指定する機関を通じて貸付を行うスキームを追加する。

○ 民間再開発促進基金の拡充 (P. 16)

- ・ 民間再開発促進基金による債務保証の対象に、市街地再開発事業において地権者法人が保留床を取得して賃貸事業を行う場合の当該保留床取得資金や省エネ対応の建築物の建設資金等を追加する。

(3) 地域のまちなみ・景観を活かしたまちづくりの推進

○ 暮らし・にぎわい再生事業の拡充 (P. 10)

- ・ 地域固有のまちなみを活かした整備を促進するため、地域の特色ある建築物の改修・復元による公益施設の整備や低層建築物を含めた地域の実情に応じた整備等に係る補助要件を緩和するとともに、石畳や植栽等の整備費を補助対象に追加する。(再掲)

○ 街なか居住再生ファンド対象地域の追加等 (P. 15)

- ・ 景観法に基づく景観計画が定められた区域等について、街なか居住再生ファンドの対象とする。

(4) 街なか居住の推進

○ 街なか居住再生ファンド対象地域の追加等 (P. 15)

- ・ 都市再生緊急整備地域等について、街なか居住再生ファンドの対象とする。
- ・ 民間の多様な住宅等の供給事業等に対し十分な支援を行い、街なか居住を推進するため、街なか居住再生ファンドを25億円増額する。

2. 安全・安心なまちづくりの推進

能登半島地震、中越沖地震の発生をうけて地震に強い都市づくりに向けた取組の必要性が一層高まっていることから、市街地再開発事業等による建築物の不燃化・耐震化、避難地・避難路の整備による市街地の防災安全性の向上、防災活動拠点整備による災害応急対策への対応等、安心・安全なまちづくりを推進する。

新規要求事項等

(1) 地震に強い都市づくりの推進

○ 市街地再開発事業等の拡充 (P. 7)

- ・ 「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」に位置づけられた市街地再開発事業等について、災害時に活用可能な集会所等の施設整備を補助対象に追加する。

(2) 安全な住宅・建築物の整備

○ 優良建築物等整備事業の拡充 (P. 13)

- ・ マンション建替えタイプについて面積要件や空地要件等に係る平成19年度までの特例措置の延長を行う。
- ・ 空地確保に着目した市街地環境形成タイプについて、現行の共同施設整備費を対象とした補助方式に加え、空地の配置・形状、耐震化率、不燃化率等の市街地環境の改善度合いに応じた補助方式を導入する。
- ・ 阪神・淡路大震災の復興関連事業について 非常災害時補助率(2/5)の適用期限を平成21年3月31日まで延長する。